訪問介護が厚生労働大臣の定める回数以上となる居宅サービス計画の届出書

大崎町長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 提　　　出　　　日 | 　　　　　　年　　　月　　日 |
| 居宅介護支援事業所 |  |
| 介護支援専門員氏名 |  |  |
| 連　　　絡　　　先 |  |

　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第38号）第13条第18号の２の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画について、下記のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フ　リ　ガ　ナ |  | 被保険者番号 |  |
| 被保険者氏名 |  |
| 生 年 月 日 |  |  | 年 |  | 月 |  | 日 | 性　　　　別 | [ ] 男　 　[ ] 女 |
| 住　 　所 | 〒 |
| 鹿児島県曽於郡大崎町 |
| 要 介 護 度 | 　[ ] 要介護１ 　[ ] 要介護２ 　[ ] 要介護３ 　[ ] 要介護４ 　[ ] 要介護５ |
| 計 画 期 間 |  | から | 生活援助の回数 |  | 回 |
|  | まで |
| 計画作成区分 | 　[ ] 新規　　[ ] 更新　　[ ] 区分変更　　[ ] 計画変更　[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護が必要な理由 | （具体的に記載してください） |
| 提 出 書 類 | 　□ 被保険者基本情報・アセスメント表 |
| [ ]  居宅サービス計画書の写し（第１表から第７表） |
| [ ]  訪問介護計画書の写し |

※居宅サービス計画を作成または変更した月の翌月の末日までに提出してください。